

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第三章の二 略」</p> <p>第四章 中間連結株主資本等変動計算書</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）</p> <p>第三節の二 株式引受権（第七十五条の二）</p> <p>「第四節～第七節 略」</p> <p>「第五章～第七章 略」</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>（株式引受権の表示）</p> <p>第四十五条の二の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の二の規定は</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第三章の二 同上」</p> <p>第四章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）</p> <p>「第四節～第七節 同上」</p> <p>「第五章～第七章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（純資産の分類）</p> <p>第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

、株式引受権について準用する。

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 「略」

第三節の二 株式引受権

第七十五条の二 株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示)

第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

2 「同上」

「節を加える。」

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
その他の包括利益累計額		
[略]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

※様式第六号を挿入。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当中間連結会計期間 (年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
その他の包括利益累計額		
[同左]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

※様式第六号を挿入。

様式第六号
【中間連結株主資本等変動計算書】
前中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

当期中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）	株主資本		その他の利益剰余計算書				株式引受		新株予約権	非支配株主の持分	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延べ資産	繰延べ負債	繰延べ資産			
当期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
前期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
繰上資本以外の項目のうち 中間連結変動部分											
当期中間連結											
前期中間連結											

様式第六号
【中間連結株主資本等変動計算書】
前中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

当期中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）	株主資本		その他の利益剰余計算書				株式引受		新株予約権	非支配株主の持分	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延べ資産	繰延べ負債	繰延べ資産			
当期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
前期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
繰上資本以外の項目のうち 中間連結変動部分											
当期中間連結											
前期中間連結											

様式第六号
【中間連結株主資本等変動計算書】
前中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

当期中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）	株主資本		その他の利益剰余計算書				株式引受		新株予約権	非支配株主の持分	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延べ資産	繰延べ負債	繰延べ資産			
当期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
前期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
繰上資本以外の項目のうち 中間連結変動部分											
当期中間連結											
前期中間連結											

様式第六号
【中間連結株主資本等変動計算書】
前中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）

当期中間連結会計期間（自 年 月 日 至 年 月 日）	株主資本		その他の利益剰余計算書				株式引受		新株予約権	非支配株主の持分	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延べ資産	繰延べ負債	繰延べ資産			
当期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
前期中間連結	XXX	XXX	△XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
繰上資本以外の項目のうち 中間連結変動部分											
当期中間連結											
前期中間連結											

備考 表中の「」の記載は注記である。

(記載上の注意)

1. 変動事項及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度開首期末、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期末期末数に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各会計額の記載は省略することができる。
5. 繰上適用及び修正表示（以下、「繰上適用等」という。）を行った場合には、前中間連結会計期間の期首数に加えて繰上適用等の後の期首数を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている繰上適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用年度の期首数に加えることが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首数に対する影響額及び当該影響額の反転後の期首数を区分表示すること。
7. 連結会社が別な事業のうち特別取組である場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

(記載上の注意)

1. 変動事項及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えてその他の包括利益累計額の合計額を、当連結会計年度開首期末、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期末期末数に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. その他の包括利益累計額及び純資産の各会計額の記載は省略することができる。
5. 繰上適用及び修正表示（以下、「繰上適用等」という。）を行った場合には、前中間連結会計期間の期首数に加えて繰上適用等の後の期首数を区分表示すること。
6. 会計基準等に規定されている繰上適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用年度の期首数に加えることが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首数に対する影響額及び当該影響額の反転後の期首数を区分表示すること。
7. 連結会社が別な事業のうち特別取組である場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。